

福島第一原子力発電所 原子炉建屋等における 鍵の管理の不徹底並びに改善状況について

< 参 考 資 料 >
2 0 1 9 年 4 月 2 6 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

< 概 要 >

- 原子炉建屋等、核燃料を保管しているエリア（防護区域）においては、福島第一原子力発電所実施計画(特定核燃料物質の防護)に基づき、核物質の盗取や妨害破壊行為から施設を守るための防護管理を行っていますが、以下のとおり、防護区域の出入口に用いる鍵の管理が徹底されていない状況が確認されました。
 - ①2018年11月29日、現場作業のため、防護区域境界の出入口用の鍵を持ち出した社員が鍵を紛失し、さらにはその状況について次に使用する12月6日まで気付かなかった。
 - <原因> 鍵の使用者による鍵の管理が十分ではなく、鍵の管理者が直ちに紛失を認識できないような管理状況（鍵管理の要領書の記載が不明確であり、鍵の管理簿を不使用）であったこと。
 - ②防護区域境界の出入口用の鍵は本来強固な特殊鍵であるべきところ、汎用の鍵が用いられており、一部の部所において別の汎用の鍵でも開閉（出入り）する運用をしていた。
 - <原因> 核物質防護に関わる鍵の設置・管理方法が不徹底であり、鍵の使用者についても防護区域に入る鍵に汎用鍵を用いることに問題意識を持たなかったこと。
- なお、上記の鍵管理の不徹底によって、核物質防護上の影響は発生しておりません。

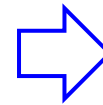
- 物理的な対策
 - ・ 鍵および錠等の施錠方法を適切なものに取り替えました。
- その他の対策
 - ・ 関係部門において核物質防護に関する再教育等を実施しました。
 - ・ 核物質防護に関する鍵の管理方法を定めた要領書の見直しを実施しました。

<鍵管理に関する要領書のイメージ>

～鍵の貸し出し時の確認ルールの対象部所が不明確
(一部の鍵の使用部所では、ルールの対象が核物質防護管理部所のみがルールの対象である誤認していた)

～鍵・錠の確認ルールがなく、未記載

改善前



～核物質防護管理に関わる鍵を使用するすべての部所がルールの適用対象となることを追記

～適切な鍵・錠が用いられているか定期的に運用状況を確認するルールを制定し、追記

改善後

上記の対策は完了済みであるものの、本件については、2019年4月26日に原子力規制庁にて実施計画の遵守義務違反に当たると判断されるとともに、同庁から当社（福島第一原子力発電所核物質防護管理者）に対する注意文書を受領しました。厳粛に受け止めるとともに、同様の不徹底を起こさぬよう、しっかりと核物質防護管理に取り組んでまいります。